育児廿ポート実務者

小平市産後ケア事業(訪問型)のご案内



出産後、家族等から十分なサポートが受けられず、育児支援を必要とするご家庭を対象に、安心して子育てができるよう、訪問による育児の補助を行ないます。

1 申請が可能な方 (以下の条件を全て満たしている方)

- ・小平市に居住している産後57日未満の母親
- ・ご家族等から十分な援助が受けられない方
- ・心身の不調、育児に対する不安又はその他特に支援が必要な事情がある方
- ※子どもが生後57日以降に退院された等、上記の条件に該当しない方はご相談ください。
- ※申請後に、面談や家庭訪問等で状況を確認させていただき、審査の上利用を決定します。

2 ケアの種類

・沐浴や授乳、おむつ交換等の育児サポートなど



3 利用料金・利用時間・回数

ケアの種類	利用時間など	利用者負担料金	利用回数
育児サポート実務者の訪問	1回2時間まで	1, 200円/2時間 600円/1時間	
※育児サポート実務者はヘルパー	9時~17時まで		5回まで
の資格を所持しています。	(年末年始、祝日は除く)	※こども商品券が利用できます。	
		※非課税世帯・生活保護世帯は利用	
		料金が免除されます。	

4 育児サポート実務者

・NPO法人 子育てサポートきららに委託しています。

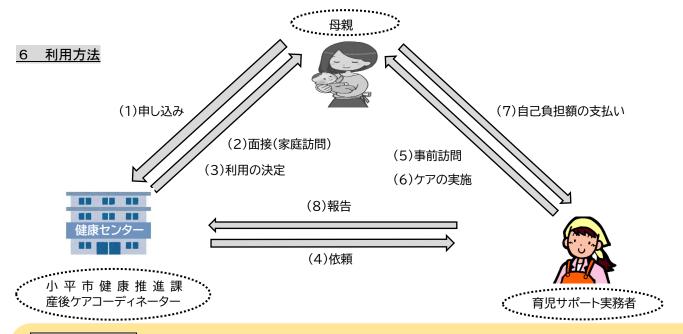
5 注意事項

- ・産後ケアのお申込みができるのは出産後です。
- ・母親や子ども、同居家族が感染症に罹患している場合や予防接種当日の訪問はお断りしています。

【ご利用をキャンセルする場合】

前日の16時までに、NPO法人 子育てサポートきららに直接電話をしてください。 (電話:042-345-8262)

※16時を過ぎてキャンセルをした場合や、当日キャンセルされた場合は、1回利用したものとして利用回数が減ります。また、キャンセル料として2,000円をお支払いいただきます。ご了承ください。



(1) 申し込み

- ・利用希望日の7日前までに健康センターにご連絡ください。簡単に状況をお伺いします。
- ・妊娠中は相談のみになります。

(2)面接(家庭訪問)

- ・家庭訪問にて、産後ケアコーディネーターがご希望の支援内容を聞き取ります。
- ・産後ケアの申請書をご記入いただきます。
- ・非課税世帯の方は世帯全員分の非課税証明書、生活保護世帯の方は生活保護受給者証が必要です。(事前にご用意ください。)

(3)利用の決定

・家庭訪問での聞き取り内容を審査の上、「利用承認(不承認)決定通知書」をご自宅に郵送いたします。

(4)依頼

・産後ケアコーディネーターが育児サポート実務者に産後ケアの依頼をします。

(5)事前訪問

・健康センターから依頼をうけた育児サポート実務者がお電話を差しあげます。 育児サポート実務者が訪問し、訪問日時や産後ケアの内容を計画します。

(6)産後ケアの実施 |

・育児サポート実務者が訪問し、産後ケアを実施します。

(7) 自己負担額の支払い

・直接、育児サポート実務者にお支払いください。

(8)報告

・育児サポート実務者が産後ケアコーディネーターに実施した産後ケアについて報告します。



【 問合せ先 】

こども家庭センター 母子保健担当 産後ケア事業担当

住所:小平市学園東町1-19-12 小平市健康センター内

電話:042-346-3701